

仲卸業者・買受人補助者承認要領

仲卸業者補助者および買受人補助者の承認については、規則第13条および第20条の規定のほか、この要領によるものとする。

1 承認の基準

仲卸業者補助者および買受人補助者の承認基準は、次に掲げるとおりとする。
る。

- (1) 野菜，果実およびこれらの加工品の取引について引き続き1年以上またはこれと同等の経験を有し，かつ，評価の経験を有する者であること。
- (2) 仲卸業者補助者については，卸売業者もしくは買受人またはこれらの者の役員もしくは使用人以外の者であること。
- (3) 買受人補助者については，卸売業者もしくは仲卸業者またはこれらの者の役員もしくは使用人以外の者であること。

附 則

この要領は，平成21年4月1日から施行する。